

外国法共同事業届出等取扱規則

(平成十六年十二月十八日規則第百号)

改正 平成一九年 三月一五日

同 二一年 二月一九日

同 二六年一二月一八日

(目的)

第一条 この規則は、外国法共同事業に関する規程(会規第七十二号。以下「規程」という。)第十条第七項の規定に基づき、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第二条第十五号に規定する外国法共同事業(以下「外国法共同事業」という。)に関する届出等につき、必要な事項を定める。

(届出書)

第二条 外国法共同事業に関して本会に提出することを要する書類の様式を次のとおり定める。

- 一 外国法共同事業届出書(別記様式第一号)
- 二 外国法共同事業届出事項変更届出書(別記様式第二号)

- 1 -

三 外国法共同事業廃止届出書(別記様式第三号)

(添付書類)

第三条 規程第十条第一項から第四項までの規定による外国法共同事業の届出には、外国法共同事業に関する概要申述書(別記様式第四号)を添付しなければならない。

2 規程第十条第五項の規定による外国法共同事業届出事項変更の届出には、変更に係る事項を証する書類又はその写しを添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一五日改正)

別紙第一号書式の改正規定は、理事会の承認があった日(平成十九年三月十五日)から施行する。

附 則 (平成二一年二月一九日規則第一四〇号)

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第一号書式から第五号書式改正)抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程(会規第八十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二年一二月一日から施行)

- 2 -

附 則（平成二六年一二月一八日規則第一六五号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関
する規則 第一条、第二条、第三条、第一
号書式、第二号書式、第三号書式、第四号
書式、第五号書式改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關す
る特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第
二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行）

別記様式第1号（第2条関係）

外国法共同事業届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

外国法共同事業に関する規程第10条第1項、第2項、第3項又は第4項の規定に基づき必要書類を添えて外国法共同事業を営むことを届け出ます。

【届出人】

弁護士又は外国法事務弁護士にあつては、氏名（職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名）、登録番号及び所属弁護士会

弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては、法人の名称、届出番号及び所属弁護士会

【届出事項】

*職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記すること。

- 1 ① 外国法共同事業に係る弁護士の氏名、事務所の名称及び所在場所
外国法共同事業に係る弁護士法人の名称並びに主たる事務所又は従たる事務所の名称及び所在場所

- ② 外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の氏名、事務所の名称及び所在場所
外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の名称並びに主たる事務所又は従たる事務所の名称及び所在場所

- 2 外国法共同事業に係る法律事務の範囲
外国法共同事業に関する概要申述書記載のとおり

 - 3 ① 外国法共同事業に係る弁護士が雇用する弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号
外国法共同事業に係る弁護士法人の社員の氏名及び登録番号並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号

 - ② 外国法共同事業に係る外国法事務弁護士が雇用する弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号
外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の社員の氏名及び登録番号並びに使用人である弁護士及び外国法事務弁護士の氏名及び登録番号
-
- 4 外国法共同事業に関する契約事項のうち次に掲げる事項
外国法共同事業に関する概要申述書記載のとおり

【添付書類】

外国法共同事業に関する概要申述書（別記様式第4号）

以上の届出内容が事実と相違ないこと及びこれと抵触する取決めが第三者との間に存在しないことを誓約します。

届出人署名

*記載に際し余白がないときは、別紙に記載のうえ別紙を添付してください。

外国法共同事業届出事項変更届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

外国法共同事業に関する届出事項について次のとおり変更しますので、外国法共同事業に関する規程第10条第5項の規定に基づき必要書類を添えて届け出ます。

【届出人】

弁護士又は外国法事務弁護士にあつては、氏名（職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名）、登録番号及び所属弁護士会

弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては、法人の名称、届出番号及び所属弁護士会

【変更事項】 該当項目にを付してください。

外国法共同事業に係る弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を含む。）、事務所の名称又は所在場所

外国法共同事業に係る弁護士法人の名称又は主たる事務所若しくは従たる事務所の名称若しくは所在場所

外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を含む。）、事務所の名称又は所在場所

外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の名称又は主たる事務所若しくは従たる事務所の名称若しくは所在場所

外国法共同事業に係る法律事務の範囲

外国法共同事業に係る弁護士が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士

外国法共同事業に係る弁護士法人の社員又は使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士

外国法共同事業に係る外国法事務弁護士が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士

外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の社員又は使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士

外国法共同事業に関する契約事項のうち次の事項

それぞれの出資又は出資に準ずるもの

当該外国法共同事業の運営に関する事項の決定方法

契約終了の原因及び終了に伴う権利義務の内容

【変更の具体的内容】

- * 変更に係る弁護士，弁護士法人，外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人については，登録番号又は届出番号を記載すること。
- * 外国法共同事業に関する契約に係る事項については，当該外国法共同事業に係る契約書の文言に従い記載すること。

以上の届出内容が事実と相違ないことを誓約します。

届出人署名

* 記載に際し余白がないときは，別紙に記載のうえ別紙を添付してください。

別記様式第3号（第2条関係）

外国法共同事業廃止届出書

届出年月日 年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

年 月 日届出に係る外国法共同事業を廃止したので、外国法共同事業に関する規程第10条第6項の規定に基づき届け出ます。

【届出人】

弁護士又は外国法事務弁護士にあつては、氏名（職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名）、登録番号及び所属弁護士会

弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては、法人の名称、届出番号及び所属弁護士会

【廃止の年月日】

以上の届出内容が事実と相違ないことを誓約します。

届出人署名

*記載に際し余白がないときは、別紙に記載のうえ別紙を添付してください。

外国法共同事業に関する概要申述書

年 月 日

【事務所の名称及び所在場所】（弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては，法人の名称，主たる事務所の名称及び所在場所）

【届出人】

弁護士又は外国法事務弁護士にあつては，氏名（職務上の氏名を使用している場合は，職務上の氏名），登録番号及び所属弁護士会

弁護士法人又は外国法事務弁護士法人にあつては，法人の名称，届出番号及び所属弁護士会

1 当該外国法共同事業に係る弁護士又は外国法事務弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については，氏名及び職務上の氏名），登録番号並びに事務所の名称及び所在場所

当該外国法共同事業に係る弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の名称並びに主たる事務所の名称及び所在場所

2 当該外国法共同事業に係る法律事務の範囲

3 当該外国法共同事業に関する契約事項について

*契約書の文言に従い記載すること。

- (1) 出資（出資に準ずるものを含む。）の負担内容

- (2) 当該外国法共同事業の運営に関する事項の決定方法

- (3) 当該外国法共同事業に係る契約の終了原因

- (4) 当該外国法共同事業に係る契約の終了に伴って発生する各当事者の権利又は義務

以上の申述内容が事実と相違ないことを誓約します。

届出人署名

*記載に際し余白がないときは、別紙に記載のうえ別紙を添付してください。